令和５年３月定例会
議 案 参 考 資 料

八尾市旅館業法施行条例の一部改正
新旧対照表

現　　行	改　正　案
第１条・第２条　略 （法第３条第３項第３号の条例で定める施設） 第３条　法第３条第３項第３号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 ⑴　略 ⑵　博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第１項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設 ⑶～⑹　略 ２　略 第４条～第11条　略	第１条・第２条　略 （法第３条第３項第３号の条例で定める施設） 第３条　法第３条第３項第３号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 ⑴　略 ⑵　博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第１項に規定する博物館及び同法第31条第２項に規定する指定施設 ⑶～⑹　略 ２　略 第４条～第11条　略